

平成 26 年 10 月 29 日

東京地方裁判所長殿

東京地裁開示文書についての質問

志岐 武彦・石川克子・黒藪哲哉

1. これまでの経過についての確認

9 月 1 日 2 通東京地裁裁判所長宛質問書を森本益総務課長に渡し、10 月 9 日、東京地裁会議室にて口頭にて森本課長から回答をもらった。双方で打ち合わせメモ(添付1)を作成し突き合わせることにしたので、当方のメモを提出する。これでよいのかご返事をいただきたい。

2. 質問事項

1) 日当旅費支払発議の遅れ

総務課長から「日当旅費支払いの発議が遅れたのは、全て予算を超えたからで、高額の人だけを先に発議したのは前払い額が大きいから」との説明を受けたが、この回答には納得がいかない。

支払発議の遅れは添付2の網掛けの部分である。発議の遅れは、2 月 23 日会議分から発生し、3 月 9 日、16 日、23 日と 4 会議日分連続で発生している。8 月の支払発議の遅れは、8 月 10 日、24 日連続であった。

東京地裁出納責任者と出納担当者に以下の回答を求める。

- ① 審査員・日当旅費の予算は、どの部署が、いつどのように組んだのか
- ② 2 月、3 月、8 月に予算が足りなくなった理由は？
- ③ 期中予算が足りなくなった場合、どのような措置をとるよう決められているのか
- ④ 審査員・補充員には、日当旅費の支払いについてどのように説明しているか
- ⑤ 総務課長の言う通りなら、2 月 23 日分から発議遅れがあるので 2 月 23 日時点で予算が足りなかったということである。地裁出納責任者は、予算が足りないことを、どのような方法で確認し、出納担当者にいつ伝えたのか。どのような予算増枠措置を講じたのか。

2 月 23 日時点で予算の増枠をして、3 月 19 日に 2 月 23 日会議分と高額者の 40,950 円を支払ったら、また予算が足りなくなり、3 月 9 日の 14 人分が払えなかったと理解してよいのか。

そして、再度増枠措置を講じ、4 月 1 日に支払い可能のめどがついたので 3 月 9 日、16 日、23 日、29 日分を発議したと理解してよいのか。

何故、2 月 23 日に増枠をした際、3 月分の増枠をしなかったのか。

8 月は、22 年度の期初から 4 か月しか経っていないが、この時期にまた予算が足りなくなったのは何故か。

2) 請求書右端の印字の数字は、誰が、いつ、どのような目的で、何を見て、印字するのか？

3) 東京第四検審で鳩山事件を審査したとされる 2 人の高額支払者の支払について

東京地裁から開示を受けた「歳出支出証拠書類」をみると、添付3に示したように船利用の審査員

(111333)と新幹線利用(103829)の補充員が存在した。

111333(船利用)は、検察審査員で、2月～5月の4か月間で11回開催された審査会議のうち10回出席した。宿泊日数が、途中から1泊だったものが2泊になった。

103829(新幹線利用)は、補充員なのに、2月～4月の3か月間で6回審査会議に出席している。また、住所・名前を111333と取り違えた請求書を2回も作成している(シリアル番号51と71)。

上記に関し以下の質問をする。

① 111333について

4月7日から宿泊日数が2泊になった理由は？

② 103829について

(ア) 補充員なのに新幹線利用させ、前泊させている。何故東京都内に住む人に替えないのか。

(イ) 51と71についての質問

・請求書の中で、検審事務局職員が記載した部分は何の部分か？

・111333の印字をしたのは、地裁出納課職員か、それとも検審事務局職員か。

何を見て、111333と記載したのか

・検察審査員→補充員と訂正したのは誰か？ 111333→103829と訂正したのは誰か？ 5字削除、3字挿入と記載したのは誰か？

・103829から認印をもらう時点で、請求書に記載の住所・氏名は103829のものでないと、認印はもらえない。住所・氏名が103829だとすると、何故111333と検察審査員の印字されたのか、意味不明である。請求書記載の住所・氏名は111333の可能性が高い。どうしても103829だと主張するなら、111333 検察審査員と印字した理由とその時期、誰が印字したかを説明頂きたい。